



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

57 救急病院の認定	(医務課) ..... 1
58 換地計画の決定	(農業農村整備課) ..... 1
59 森林病害虫等防除法による高度公益機能森林の区域変更	(森林整備課) ..... 2
60 和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部変更	(資源管理課) ..... 2

## 告 示

### 和歌山県告示第57号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 和歌浦中央病院
- 2 所在地 和歌山市塩屋6丁目2番70号
- 3 有効期限 令和6年1月15日

### 和歌山県告示第58号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営中山間総合整備事業下丹生谷地区につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この換地計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この換地計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この換地計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和3年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和3年1月20日から同年2月17日まで
- 3 縦覧場所  
和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市

農林商工部農林整備課

---

和歌山県告示第59号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項に基づく高度公益機能森林の区域を次のとおり変更したので公表する。

令和3年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

変更した区域

御坊市及び美浜町の区域内に存する森林の区域のうち高度公益機能森林の区域を次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに御坊市役所及び美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

和歌山県告示第60号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を令和3年1月8日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和3年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課、有田振興局農林水産振興部農業水産振興課、日高振興局農林水産振興部農業水産振興課、西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて縦覧に供する。